

令和8年 7月

肉用子牛生産者の 皆さまへ

肉用子牛価格の低落に備えるため
肉用子牛生産者補給金制度等に
加入しましょう



肉用子牛の価格が低落した場合に、生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としています。

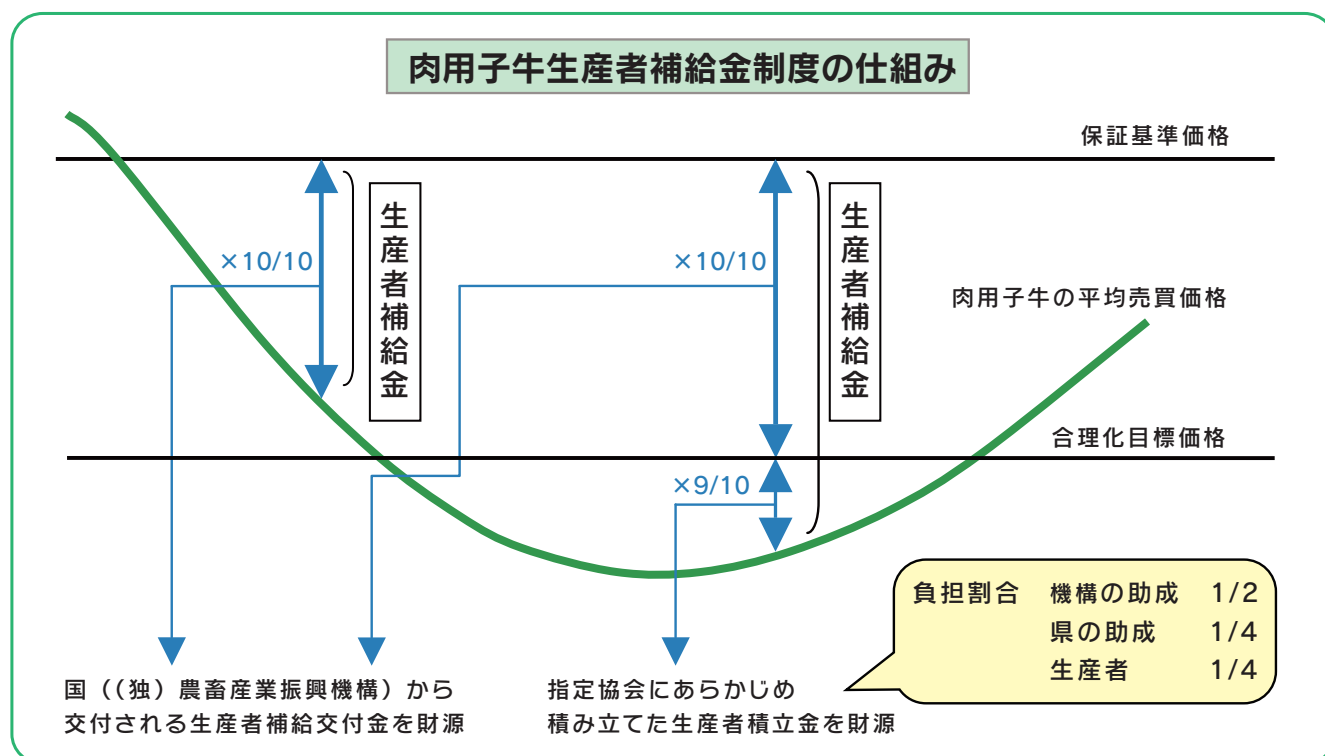
詳しくはこちらから➡



肉用子牛生産者補給金制度の概要

1. 制度の仕組み

四半期毎（その他の肉専用種にあっては、年度毎）に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格（品種別）が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に契約肉用子牛を販売または自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



●肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格【令和8年度】

（単位：円／頭）

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	600,000	547,000	348,000	174,000	274,000
合理化目標価格	457,000	417,000	265,000	119,000	216,000

◆子牛価格低落時の交付例

例1. 黒毛和種の平均売買価格が50万円の場合

$$600,000 \text{（保証基準価格）} - 500,000 \text{（平均売買価格）} = 100,000 \text{ 円（交付額）}$$

例2. 黒毛和種の平均売買価格が40万円の場合

$$\{600,000 \text{（保証基準価格）} - 457,000 \text{（合理化目標価格）}\} + \{457,000 \text{（合理化目標価格）} - 400,000 \text{（平均売買価格）}\} \times 0.9 = 194,300 \text{ 円（交付額）}$$

2. 制度への加入

（1）加入の手続

加入手続はいつでもできますので、都道府県の指定協会と農協等を通じて「生産者補給金交付契約」を結んでください。

法人の場合、加入には一定の条件があります。指定協会にご確認ください。

(2) 個体登録の手続

所有する肉用子牛が満2月齢に達する日まで（満2月齢－1日）に農協等に肉用子牛個体登録の申込みを行い、指定協会の定める日までに生産者負担金を納めてください。

3. 生産者積立金・負担金

- (1) 生産者積立金は、契約生産者に補給金を交付するための財源として積立てるものです。積立てに当たっては、契約生産者の負担金のほか、国（機構）及び県から助成されます。なお、平均売買価格が合理化目標価格を上回っているときに交付される補給金については、全額が国（機構）からの交付金でまかなわれ、生産者積立金は取り崩されません。
- (2) 現在の業務対象年間（令和7～11年度の5年間）終了時に生産者積立金に残額がある場合は、次の業務対象年間で契約生産者の持分として負担金に充てるか、または現在の業務対象年間終了時の契約生産者に返還することができます。
- (3) 契約生産者が納付した負担金は、税制上、損金に算入することが可能です。
- (4) (2) のいずれの場合も負担金を損金処理しているときは、課税対象となるので注意が必要です。

[令和7～11年度]

(単位：円/頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金	1,600	6,000	20,000	5,000	2,400
負担内訳（割合）					
国（機構）（1/2）	800	3,000	10,000	2,500	1,200
県（1/4）	400	1,500	5,000	1,250	600
生産者（1/4）	400	1,500	5,000	1,250	600

4. 生産者補給金の交付

補給金の交付対象となるのは、契約肉用子牛を満6月齢に達した日から満12月齢に達する日までの間に販売した場合または満12月齢に達した日以後も自家保留した場合です。（発動要件は「1. 制度の仕組み」参照）

販売や自家保留したときは手続が必要ですので、農協等に申し出てください。

※1：販売・保留の申出がないと補給金は交付されませんので、ご注意ください。

※2：販売または保留する前に死亡した場合などは、補給金の交付対象となりません。

なお、誤って交付された場合は、補給金を返還していただくことになります。

不正の手段により生産者補給金の交付を受けたり、受けようとしたときは、交付の取消しや返還命令が行われ、生産者補給金交付契約の解除や刑事罰が科されることがあります。

交付契約後における生産者が行う手続

子牛1頭ごとに、生産者から農協等への連絡が必要です

生産者補給金の交付があった際に、手続漏れにより交付対象外となる事例も発生しています。手続の漏れ・遅延となった場合は、生産者補給金の交付対象外となります。

以下に記載のそれぞれの期限までに確実に手続（農協等への連絡・申出等）を行ってください。

出生	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 月齢
												
個体登録申込		負担金の納付				販売の申出 6月齢に達した日から12月齢に達する日 までに販売【交付対象：販売】						保留現地確認 12月齢以降も飼養 する場合 【交付対象：保留】

1. 個体登録申込

肉用子牛が満2月齢に達する日まで（満2月齢－1日）に、個体登録申込をしてください。

2. 生産者負担金の納付

各都道府県の指定協会が定める日までに、生産者負担金を納付してください。

※ 納付時期や納付方法（振込、引落等）は、農協等によって異なります。

3. 販売、保留及び死亡等の申出

◇満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、その都度、販売
確認申出書に販売を行ったことを証明する書類を添えて、申し出てください。

※現金取引による販売は、制度の対象とはなりません。特に、相対取引ではご注意ください。

◇満12月齢に達した日以後も自家保留する場合は、保留確認申出書（個体登録申込時に申し出る場合を含む）により申し出てください。

◇肉用子牛が死亡等した場合は、遅滞なく、子牛異動報告書に異動を証する書類を添えて、報告してください。

4. その他

交付契約申込内容に下記の例のような変更があった場合は、速やかに農協等にご連絡ください。変更手続に漏れや遅延があると、過去に遡り交付された補給金等を返還していただく場合があります。

【例】 ○ 個人が法人化した。

○ 親族に代替わりした。

○ 同一経営内であったが、例えば親と子供で経営を分離した。(牛舎が別、経理・税務処理等が別 等)

○ 法人の株主に変更があったり代表者が変更したなど。

5. 牛トレサ法に基づく子牛の出生届、異動届

補給金制度においては、牛トレーサビリティ制度に基づき報告された「生年月日」等の情報を活用し、個体識別番号により個体登録の手続きを行っていますので、確実な届出をお願いします。

(1) 出生届、異動届は忘れずに

- ◇牛トレサ法に基づく、出生の届出、耳標の装着、異動の届出などは、牛を飼っている人の義務です。
- ◇子牛が生まれたら、すぐに独立行政法人家畜改良センター（農協等を経由する場合も含む。以下同じ。）に出生の届出をしてください。
- ◇また、子牛を導入または販売、死亡したときなども、すぐに家畜改良センターに届出（転入・転出、死亡など）をしてください。子牛に限らず親牛の場合も異動の届出は必要です。

(2) 耳標を付けましょう

- ◇10桁の個体識別番号が記入された耳標を必ず両耳に装着してください。
- ◇子牛を導入したときには、必ず耳標の確認をしてください。
- ◇耳標が一つでも脱落したら、すぐに同じ番号の新しい耳標を請求して装着してください。

**牛トレサ法については、
北海道農政事務所、沖縄総合事務局または
最寄りの地方農政局にお問い合わせください。**

※牛トレサ法：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」
（平成15年法律第72号）

本法に基づく牛トレーサビリティ制度により、牛の出生から牛肉として消費者に供給されるまでの生産流通履歴情報の把握が可能となりました。



★お願い

肉用子牛生産者補給金制度は互助が基本となっています。できるだけ大勢の生産者の方々に加入していただくことにより、制度の健全化が図られ、皆さんの経営の安定化につながります。是非とも、本制度への加入と全頭登録をお願いします。

詳しい内容は、お近くの指定協会か農協等へお問い合わせください。

alic 独立行政法人 農畜産業振興機構
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会

補給金制度に加入されている生産者で、次の関連事業に該当する取り組みを行っている場合は追加で支援を受けることができます。

肉用子牛対策関連事業

①優良和子牛生産推進緊急支援事業及び②和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業を実施し、市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格^{※1}（品種別）が、発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組や、産地基盤強化の取組を行う生産者が販売^{※2}した和子牛に対して、奨励金を交付します。

〈各事業の発動基準・奨励金単価〉

事業		①優良和子牛生産推進 緊急支援事業		②和子牛産地基盤強化 緊急特別対策事業
発動 基準 (税込)	黒毛和種	62万円	61万円	62万円
	褐毛和種	57万円	56万円	57万円
	その他の肉専用種	37万円	36万円	37万円
必要取組数		2つ	3つ	1つ
奨励金単価		1万円／頭	2万円／頭	離島等以外 1万円／頭 離島等 5万円／頭

〈各事業の取組メニュー〉

	母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー
①の事業	・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底	・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する人工哺乳	・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理
②の事業	各地域で以下の内容を含む産地基盤強化計画を作成し、生産者は取組を一つ実施。 ・地域内自給飼料の生産・利用 ・早期出荷に向けた地域内一貫生産 ・需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）		

〈事業実施期間〉：令和8年4月～令和9年3月まで

※1：黒毛和種は4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の計算から除外し、単独で平均価格を計算

※1：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※1：黒毛和種及び褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※2：②和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業は、販売・保留とも対象

〈事業参加申込の手続き〉

①の事業②の事業とも、事業参加申込書にそれぞれの事業の取組を記載の上、農協等を通じて都道府県の指定協会に提出してください。

肉用牛売却所得の免税制度の概要



一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会

正式には「肉用牛売却所得の課税の特例措置」と言い、肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から措置されている制度です。家畜取引法に規定する家畜市場や農林水産大臣から認定を受けた食肉卸売市場などで肉用牛を売却したとき、売却証明書が発行され、その証明書を税務申告時に提出することにより、1頭あたり100万円（交雑種80万円、乳用種50万円）未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで、所得税や住民税が免除されるという仕組みとなっています。

所有又は借用した農地で飼料作物等の栽培を行いながら、肉用牛を飼養している者を対象とした制度です。

1 特例措置対象者

耕種作物（飼料作物を含む）若しくは果樹等の栽培を行う事業又は養蚕の事業とあわせて肉用牛を飼養する個人及び農地法に規定する農地所有適格法人

2 特例措置対象肉用牛

- ① 肉用種の雄牛（種雄牛を除く）及び雌牛
- ② 肉用仕向けの乳用種の雄牛（種雄牛を除く）及び雌牛

（非対象牛）

ア 種雄牛

イ 肉用牛の子取り用雌牛で、固定資産に該当する牛

ウ 乳牛の雌のうち、子牛の生産の用途に使われた牛（経産牛、妊娠牛）

エ 100万円以上で売却された肉用種の牛で、高等登録牛ではない牛

オ 80万円以上で売却された交雑種の牛

カ 50万円以上で売却された乳用種の牛

キ 飼養期間が2ヵ月未満の牛（対象者が自ら生産した子牛を除く）

3 特例措置の適用対象となる売却の場所及び方法

- ① 対象となる肉用牛を次の市場で売却した場合、本措置の適用対象となります。
 - ア 家畜取引法に規定する家畜市場及び臨時市場
 - イ 中央卸売市場
 - ウ 卸売市場法第 13 条第 1 項の規定により都道府県知事の認定を受けて食用肉の卸売取引のために開設された地方卸売市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
 - エ 条例に基づき食用肉の卸売取引のために開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
 - オ 農業協同組合、農業協同組合連合会または地方公共団体等により食肉用の卸売取引のために開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
- ② 対象となる肉用牛のうち生後 1 年未満（初生牛など）のものを、農業協同組合又は農業協同組合連合会（肉用子牛生産安定等特別措置法に規定する指定協会から生産者補給金交付業務に関する事務の委託を受けており、かつ、農林水産大臣から指定を受けたもの）に委託して売却（※）した場合も本措置の適用対象となります。

※委託を受けた指定農協等が売却先の確保や売却価額の決定等を主体的に行うことが必要となります。

4 特例措置の内容

- ① 個人の場合
特例措置の適用対象となる肉用牛の売却により得られた所得に対する所得税及び住民税が免税されます。
ただし、特例措置の適用対象となる肉用牛のうち、売却頭数が年間 1,500 頭を超える部分の牛又は 100 万円以上で売却された肉用種（交雑種は 80 万円以上、乳用種は 50 万円以上）の牛については、売却価額に 6.5% を乗じて得た額（所得税 5%、地方税 1.5%）が課税されます。
（注）肉用牛の売却所得について、選択により特例措置の適用を受けない場合には、特例措置の適用対象となる肉用牛の売却所得も含めて総合課税とされます。
- ② 法人の場合
特例措置の適用対象となる肉用牛の売却による利益の額に相当する金額については、所得金額の計算上、損金の額に算入されます。
ただし、特例措置の適用対象となる肉用牛の売却頭数が一事業年度 1,500 頭を超える部分の牛の売却による利益に相当する金額は、損金の額に算入されません。

5 改正後の制度の適用期間

改正後の制度の適用期間は

- 所得税 令和 9 年 1 月 1 日～令和 11 年 12 月 31 日
- 法人税 令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
- 地方税 令和 10 年度～令和 12 年度

**肉用牛売却所得の免税制度に関する詳細は、
最寄りの農協、役場にお問い合わせ下さい。**

